

平成25年度
から

短期給付にかかる 附加給付水準等の見直しについて

共済組合では、短期給付として、保健、休業、災害に関する各種の給付を行っていますが、この給付には、法律に基づき行われている「法定給付」と、それぞれの共済組合の定款で定められた独自の「附加給付(法定給付にあわせて行うことができる給付)」があります。

今回、この「附加給付」の給付水準等について、昨年より、総務省自治行政局から“近年の短期給付財政の厳しい状況と、他の医療保険制度との均衡を十分に勘案して適正に定めるよう”に全国の共済組合に対し見直しの要請がありました。そこで、当共済組合においても協議を重ねた結果、官民均衡を図る観点から、平成25年度より下記のとおり見直しさせていただくことになりましたのでお知らせいたします。

組合員の皆様には、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。



一部負担金払戻金の基礎控除額引き上げ (家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金を含む)

一部負担金払戻金等(家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金)及び合算高額療養費附加金の算定にかかる基礎控除額について、平成25年4月から上位所得者区分を設け、基礎控除額は**50,000円**(合算高額療養費附加金は100,000円)となります。ただし、基礎控除額は経過措置として段階的に引き上げることとします。

(注)所得者区分『一般』の者については、この見直しに伴う変更点はありません。

()内は合算高額療養費附加金の基礎控除額となります。

区分	現行	平成25年4月より	
		一般	上位所得者※
一部負担金払戻等 (合算高額療養費附加金)	25,000円 (50,000円)	25,000円 (50,000円) (変更なし)	50,000円 (100,000円) (経過措置あり)
		基礎控除額を段階的に引き上げ	
		平成25年度 33,000円 (66,000円)	平成26年度 41,000円 (82,000円)
		平成27年度以降 50,000円 (100,000円)	

※上位所得者とは、給料月額424,000円(特別職530,000円)以上の組合員をいいます。

災害見舞金附加金を平成24年度をもって廃止

災害見舞金附加金とは災害見舞金が支給される時、または一定の条件(損害の程度)により支給されるものですが、平成25年4月以降廃止となります。